

公 告

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により意見書の提出があったので、同条第3項の規定により概要を公告する。

なお、その意見書は令和8年6月2日から1月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

令和8年6月2日

岐阜県知事 江崎 禎英

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーセンタートライアル・コメリパワー垂井店
不破郡垂井町宮代3028外
- 2 意見の概要
垂井町長の意見
・ 出入口付近における交通安全対策について
等